



第5期

生駒市障がい者福祉計画 (概要版)

平成30年度～平成32年度

計画の概要

少子高齢化社会が進展する中で、障がい者の数は年々増加しています。障がい者の介護をする家族の高齢化も一段と進んでおり、「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなっています。

これらのことを踏まえ、生駒市は第5期「生駒市障がい者福祉計画」を策定しました。この計画に基づき、保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備を図るとともに、これまでの各サービスの整備状況について評価・検証し、新たな目標達成に向けて取組を進めることで「市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒」の実現を目指します。計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

基本理念

- 1 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く
- 2 健康で生きがいのある暮らしを実践する
- 3 地域において支え合う社会を築く

重点的な取組

（１）障害福祉サービス・障害児通所支援等の支援体制の充実

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供体制の計画的な整備及び保健・医療・福祉・教育・就労等の各分野間での連携によるライフステージに沿った切れ目のない支援体制の充実に努めます。

（２）地域生活支援拠点の機能の充実

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域での自立した生活を支援する拠点として、平成29年度に整備した地域生活支援拠点の機能の充実に努めます。

（３）障がい者理解にむけた取組の強化

障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、「あいサポート運動」の推進や、「ヘルプカード」の普及など、障がいや障がい者に対する理解に向けた取組の一層の強化に努めます。

（４）権利擁護支援センターによる支援の充実

障がい者が権利を侵害されることなく、住み慣れた地域で可能な限り安心して自立した生活ができるよう、成年後見制度等に関する相談や利用支援、権利擁護に関する普及啓発等、権利擁護支援センターによる支援の充実に努めます。

（５）「障がい者働く応援プログラムいこま」の推進

障がい者の就労に向けた円滑で一体的な支援として「障がい者働く応援プログラムいこま」を推進し、障がい者の「働く」について「考える→体験する→場をつくる→広げる→支える→考える…」というサイクル(*)を通じて就労支援の拡大に努めます。

(*) 考える（自立支援協議会等での検討）→体験する（障がい者職場体験受入れ）→場をつくる（市所有施設での就労）→広げる（授産品の販路拡大支援等）→支える（物品、役務の優先的調達）

第1部 計画の基本的事項

人口と世帯数

本市は、昭和 50 年代に人口が急増し、平成 2 年に 10 万人に到達した後も増加傾向をみせていたものの、平成 26 年の 121,185 人をピークに平成 29 年の人口は 120,741 人と減少傾向となっています。

その一方で世帯数は 49,672 世帯と増加しており、1 世帯当たり人員は 2.43 人と年々減少傾向となっています。

人口ピラミッドを見ると、65 歳から 75 歳の分布が多いことから、今後 75 歳以上の高齢者が一層増加することが予測されます。

◆人口、世帯数及び1世帯あたりの人員

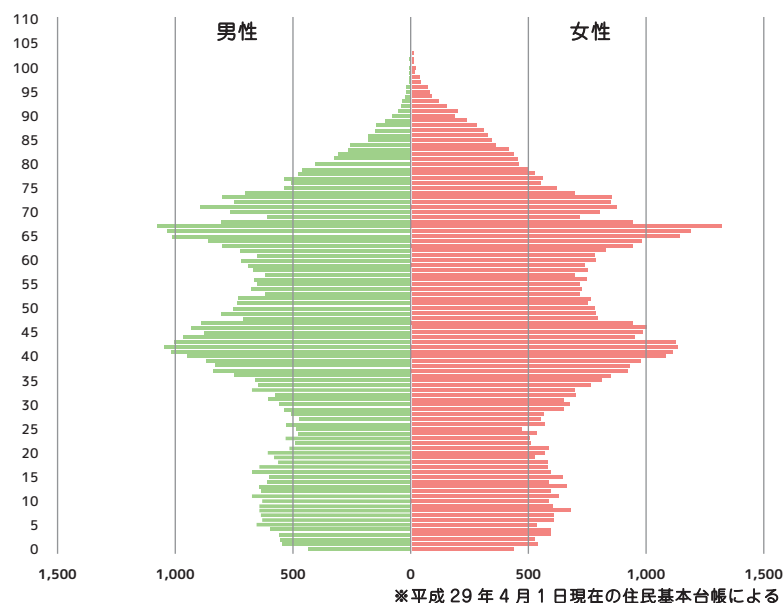
(単位：人、世帯)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人 口	121,031	121,185	120,893	120,835	120,741
世 帯 数	47,965	48,477	48,784	49,184	49,672
1 世帯あたりの人員	2.52	2.50	2.48	2.46	2.43

※各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳による

◆人口ピラミッド

(単位：歳、人)



※平成 29 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳による

障がい者の状況

平成 29 年現在の障がい者（手帳所持者）数は、身体障がい者が 3,780 人、知的障がい者が 683 人、精神障がい者が 620 人で、障がい者総数は 5,083 人、障がい者比率は 4.21%となっています。

直近 3 年間の推移を見ると、いずれの障がい者も年々増加しており、それに伴い、障がい者比率も高くなる傾向にあります。

今後も障がい者数は増加し、障がい者比率も高くなるが見込まれます。

◆障がい程度別障がい者数の推移と推計

(単位：人)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年 (推計)	平成 31 年 (推計)	平成 32 年 (推計)	【参考】 平成 37 年 (推計)
身体障がい者数	1 級	1,016	1,046	1,095	1,115	1,135	1,155	1,255
	2 級	483	477	471	463	455	447	407
	3 級	685	696	679	684	689	694	719
	4 級	1,123	1,126	1,101	1,116	1,131	1,146	1,221
	5 級	219	229	242	250	258	266	306
	6 級	175	180	192	199	206	213	248
	計	3,701	3,754	3,780	3,827	3,874	3,921	4,156
知的障がい者数	A	123	106	100	90	80	70	20
	A1	67	79	89	98	108	118	173
	A2	109	109	127	141	155	170	249
	B	39	37	33	28	23	18	0
	B1	135	146	157	167	177	187	241
	B2	154	168	177	188	200	212	274
	計	627	645	683	712	743	775	957
精神障がい者数	1 級	66	74	80	86	92	98	128
	2 級	335	345	367	389	411	433	543
	3 級	127	153	173	193	213	233	333
	計	528	572	620	668	716	764	1,004
障がい者総数		4,856	4,971	5,083	5,207	5,333	5,460	6,117
総人口		120,893	120,835	120,741	121,000	121,200	121,400	120,800
障がい者比率		4.02%	4.11%	4.21%	4.30%	4.40%	4.50%	5.06%

※総人口、身体障がい者数、知的障がい者数は各年 4 月 1 日現在の数値（本市調べ）

※精神障がい者数は各年 6 月末現在の数値（県調べ）

第2部 障がい者福祉計画

第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実

保健分野では、疾病や障がいの早期発見・早期対応の機会として母子保健事業や健康増進事業が重要です。

医療分野では、市立病院を含む地域医療機関の連携体制を構築し、疾病や障がいの早期発見、重篤化の予防に対応する必要があります。また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。

療育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につな

いでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取組等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。

学校教育においては、発達障がいを抱える児童への支援等も含め、乳幼児期の療育・保育からの継続性を重視しながら、関係機関との連携のもと、個々の障がいや発達状況に応じ、生活や学習上の困難を改善又は克服するため必要な支援等を行う特別支援教育の充実に取り組んでいく必要があります。

主な施策

◎印は、新規または強化する施策

1 保健・医療サービスの充実

- ◎母子保健事業
- ◎医療と保健・福祉との連携
- ◎健康増進事業
- ◎自立支援医療費の給付
- ◎心の健康
- ◎その他の医療費公費助成

2 早期療育・教育の充実

- ◎障がい児の保育・教育の充実
- ◎相談支援の充実
- ◎研修会、研究会等の整備
- ◎教育環境等の整備充実

第2章 地域生活のための総合的な支援体制

障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい者の生活ニーズを踏まえ、障がい当事者や家族、関係団体、事業者、行政、関係機関等が連携して、地域生活のための総合的な支援の仕組みを作ることが重要です。

障害福祉サービス等は、利用者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用する制度であることから、障がい者のニーズに合ったサービスの適切な提供とともに、サービスの利用に当たっては、相談支援の充実が必要となります。

主な施策

◎印は、新規または強化する施策

1 生活支援にかかるサービスの充実

- ◎訪問系サービスの充実
- ◎移動サービスの推進
- ◎窓口・情報提供の充実
- ◎日中活動系サービスの充実
- ◎福祉用具の給付等
- ◎意思疎通支援事業等の充実
- ◎居住系サービスの充実
- ◎経済的支援
- ◎緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業

2 相談支援の充実

- ◎相談窓口の充実
- ◎自立支援協議会の機能の充実

3 生活環境の充実

- ◎人にやさしい施設の整備
- ◎住まいの充実
- ◎障がい者への防災対策の充実

障害福祉サービス等の見込量

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、必要な障害福祉サービス等を計画的に提供するために、下表のとおり3年間の見込量を定めました。

また、障がい者の入所施設から地域生活への移行と就労支援については、国の基本方針に基づき、平成32年度末までに「入所施設から地域

生活への移行者数7人」、「施設入所者の削減者数2人」、平成32年度に「福祉施設から一般就労への移行者数18人」と目標数値を定め、達成に努めます。

さらに、障がい者の地域での生活を支援する拠点として、平成29年度に整備した地域生活支援拠点機能の充実に努めます。

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス）	時間（3月期）	2,261	2,297	2,333
	重度訪問介護	時間（3月期）	470	470	470
	行動援護	時間（3月期）	729	756	782
	訪問入浴サービス	人（3月期）	1	1	1
日中活動系サービス	生活介護	日（3月期）	5,021	5,211	5,401
	療養介護	人（3月期）	13	13	14
	自立訓練（機能訓練）	日（3月期）	59	59	59
	自立訓練（生活訓練）	日（3月期）	77	77	77
	宿泊型自立訓練	日（3月期）	26	26	26
	就労移行支援	日（3月期）	428	445	461
	就労継続支援 A（雇用型）	日（3月期）	1,102	1,229	1,356
	就労継続支援 B（非雇用型）	日（3月期）	1,539	1,652	1,764
	就労定着支援	人（3月期）	2	5	9
	短期入所（ショートステイ）	日（3月期）	236	250	265
	地域活動支援センター	人（年度）	80	80	80
	日中一時支援	日（3月期）	416	431	447
	児童発達支援	日（3月期）	1,355	1,355	1,355
	放課後等デイサービス	日（3月期）	2,307	2,601	2,894
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	人（3月期）	45	52	53
	施設入所支援	人（3月期）	69	69	68
	福祉ホーム	人（3月期）	23	23	23
	自立生活援助	人（3月期）	0	1	2
移動系サービス	移動支援	時間（3月期）	1,136	1,206	1,276
	同行援護	時間（3月期）	364	392	420
	運転免許取得	件（年度）	1	1	1
	自動車改造費	件（年度）	1	1	1
福祉用具の給付	補装具費の支給	件（年度）	214	215	216
	日常生活用具の給付	件（年度）	2,115	2,195	2,275
	小児慢性特定疾患日常生活用具給付	件（年度）	4	4	5
	難聴児補聴器	件（年度）	2	2	2
意思疎通支援事業	手話通訳者の派遣	件（年度）	319	336	353
	要約筆記者の派遣	件（年度）	39	39	39
相談支援	計画相談支援	件（月平均）	104	109	114
	児童相談支援	件（月平均）	103	110	117
	地域移行支援	件（月平均）	1	1	1
	地域定着支援	件（月平均）	1	1	1

第3章 障がい者理解と権利擁護

障がいのある人となない人とがお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、全ての市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。今後も、地域をはじめ家庭、学校、職場等の様々な場で、障がいに関する学習や障がい者との交流等を通じ、障がいや障がい者についての理解を深める取組を進めるとともに、あいサポート運動の推進

やヘルプカードの普及を図り、障がい者への配慮や手助けが自然なこととなる環境づくりを促進します。

また、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、障がい者理解に向けた取組と一体のものとして、権利擁護に対する取組を推進します。

主な施策

◎印は、新規または強化する施策

1 啓発・交流による障がい者理解

- 広報紙やホームページ等による情報提供の充実
- 「障害者週間」キャンペーン ○疑似体験講座の実施
- 「障がい」に対する理解を深める講演会・研修会の開催
- 情報伝達のバリアフリー
- ◎「ユニバーサルキャンプin生駒」等のイベント開催
- 福祉センター事業 ○障がい者関係団体の活動支援
- 学校における取組 ○地域における取組
- 市職員に対する研修等の充実 ○企業等への働きかけ
- あいサポート運動の推進 ◎ヘルプカードの普及
- ボランティアの育成及び活動のコーディネート

2 権利擁護に対する支援

- ◎権利擁護支援センターによる支援
- 福祉サービス利用援助事業
(日常生活自立支援事業)
- 成年後見制度の周知
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 障害者虐待防止センターによる早期対応
- 相談窓口の充実と周知

あいサポーターとは



あいサポートバッジを身につけ、障害の特性や必要な配慮などを理解して、障害のある方を手助けする人のことです。特別な技術などを習得して支援するのではなく、日常生活の中で自分のできる範囲での手助けをお願いします。

あいサポーターになるには、地域や職場などで行われる「あいサポーター研修」に参加して説明を受けてください。

ヘルプカードとは



ヘルプカードは、身体障がい、知的障がい者など様々な障がいのある人や難病を患っている人などが、日常生活や緊急時に周囲に支援を求める手段として活用されています。

このカードは、氏名・住所等のほかに、緊急連絡先や障がいの特性、必要な支援の方法などを記入し、障がいのある人が困ったときにこのカードを提示すれば、必要な支援が求められるものです。普段利用するカバンなどに取り付けることで、一人でも多くの人に認識してもらうことを促します。

第4章 障がい者の社会参加と就労支援

スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の生活の質（QOL）を向上させる上で重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も期待できることから、今後も引き続き、障がい者がこれらの活動に気軽に参加できる場や機会を設けるよう努めます。

障がい者がその適性と能力に応じた可能な限り就労の場に就くことができ、また、就労を継続できるよう、就労の場の確保を進めるとともに、雇用者に対する障がい者理解への取組等就労に関わる環境整備に努めます。

主な施策

◎印は、新規または強化する施策

1 社会参加への支援

- 福祉センター事業の充実
- 自発的活動（ピアサポート）の支援
- 外出支援の充実
- 情報提供の充実
- 福祉有償運送の適切な運営
- スポーツ・文化活動等の推進

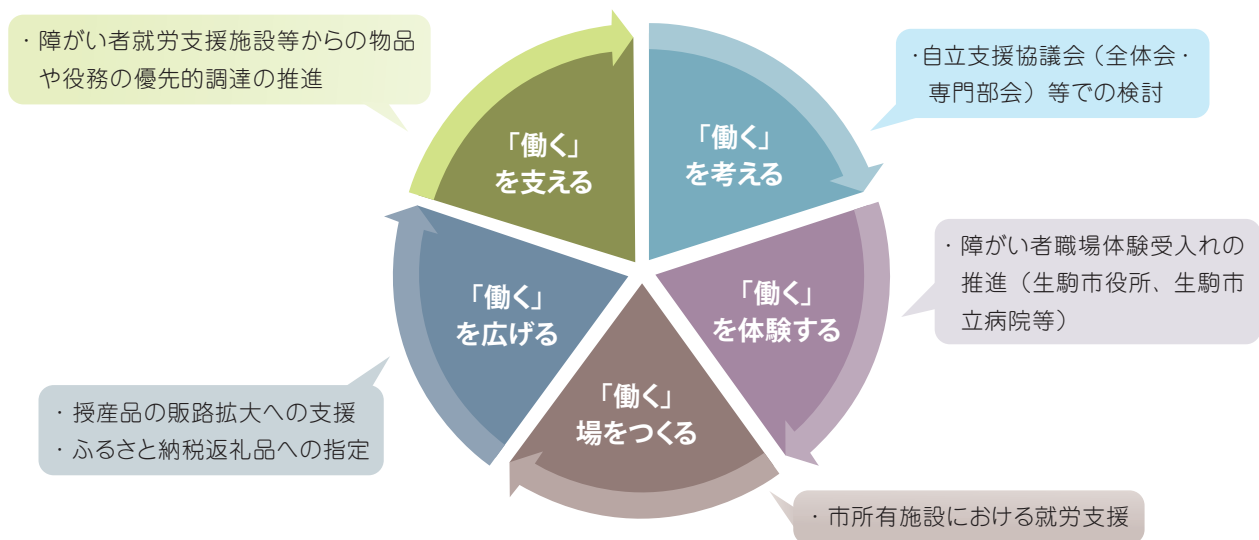
2 就労支援の充実

- 雇用を促進するための啓発活動の推進
- 相談窓口の利用促進・情報提供の推進
- ◎就労定着支援 ○就労移行支援 ○就労継続支援
- ◎農福連携の推進 ◎障がい者職場体験受入れの推進
- 授産品販路拡大への支援
- 障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進

「障がい者働く応援プログラムいこま」の推進

本市では、障がい者の就労に向けた円滑で一体的な支援として「障がい者働く応援プログラムいこま」を推進します。これは、障がい者の「働く」について「考える→体験する→場をつくる→広げる→支える→考える…」というサイクルを通じて就労支援の拡大を図るものです。

「障がい者働く応援プログラムいこま」のイメージ



第5章 計画の推進体制と進捗管理

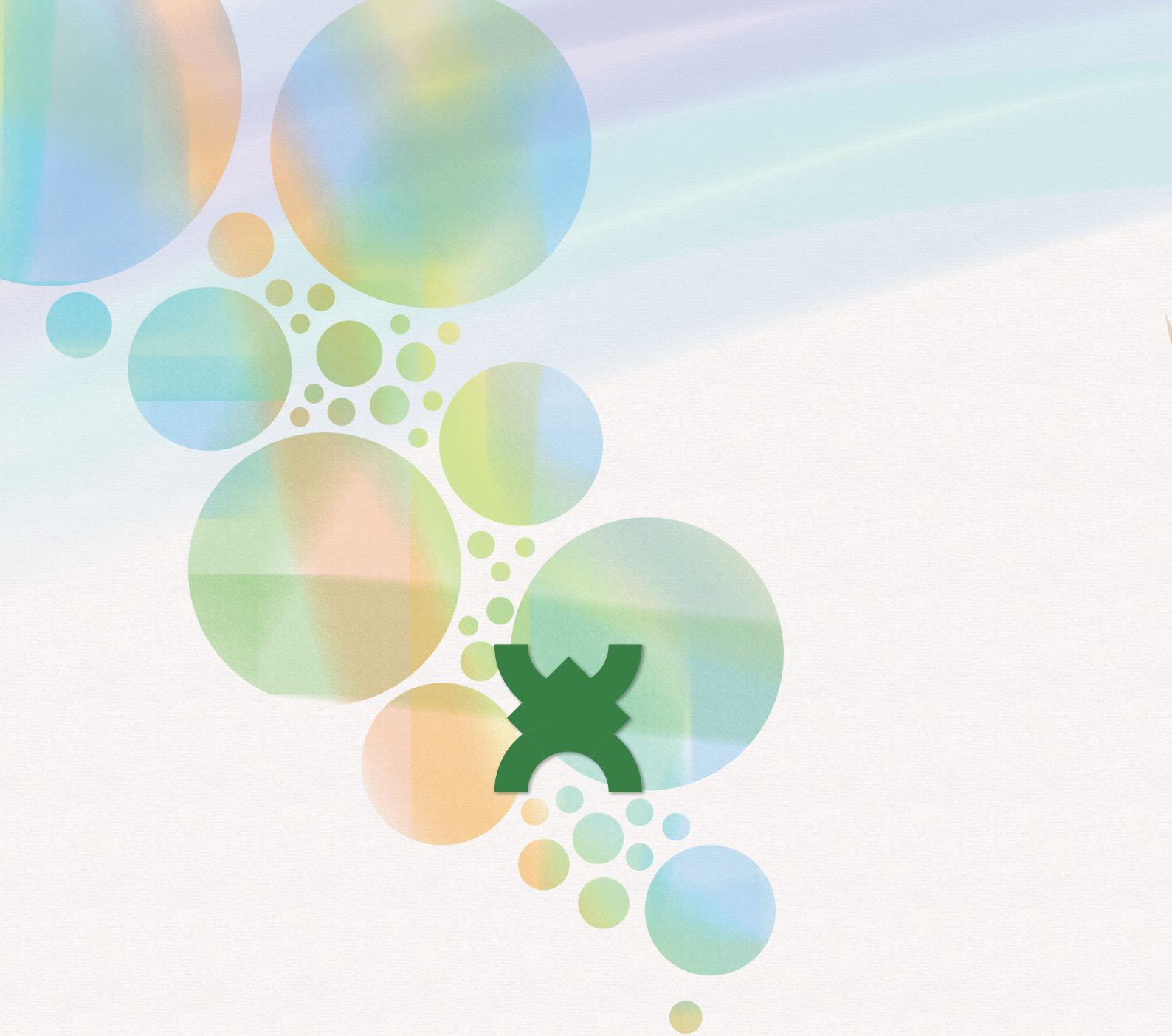
本計画は、福祉分野のみならず、保健・医療・教育等、分野横断的な課題に対して総合的に取り組む方針を示すものであるため、本市においては福祉部局を中心に庁内関連部局が連携するとともに、外部の各機関・団体とも連携して取り組みます。

本計画の着実な推進に向け、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、

計画を立て（Plan）、実行し（Do）、進捗状況を定期的に点検・評価し（Check）、改善する（Act）「PDCA サイクル」を適切に運用し計画の実効性を高めます。あわせて、自立支援協議会等の場を通じて有識者等から意見を聴取し、計画推進に際しての課題を抽出するとともに、随時これらへの対応策の検討を行います。

連携する団体等

- 関係機関・団体、地域との連携 ○社会福祉協議会との連携 ○国、県との連携
- 自立支援協議会における協議



発行日 平成 30 年 3 月

発行者 生駒市 福祉健康部 障がい福祉課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号

TEL 0743-74-1111 (代表) FAX 0743-74-1600

障害者優先調達推進法の趣旨に基づき障がい者就労施設で制作しました。